「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第6条の規定に基づいて、熊本大学(本荘)発生医学研究センター整備事業を特定 事業として選定したので、法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評 価の結果を公表する。

平成 15 年 1 月 24 日

熊本大学長 﨑元 達郎

特定事業「熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業」の選定について

1. 事業概要

発生医学研究センターは、発生学的視点から生命科学・医学の統合的研究推進を図 るために平成 12 年 4 月、熊本大学に設置された。

この領域の研究は、従来の基礎医学研究においても遺伝学、解剖学、組織学、分子生 物学、細胞生物学などの学問分野により培われてきたが、発生医学研究センターは設 置使命達成のため、これら関連学問分野を個体発生的見地から統合して研究活動を行 っている。

これをさらに推進し、研究成果の樹立と国内外の研究者への分与を行う研究活動の 拠点としてふさわしい研究環境を構築することを目的として、研究施設の整備を行う。

(1) 施設整備概要

- 1) 施設の種類 研究施設
- 2) 計 画 地 熊本市本荘2丁目2番1号 熊本大学本荘団地(中地区構内)
- 3) 施設規模 延床面積 約5,700 m²

(2) 事業内容

選定事業者が熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設(以下、「研究センター 施設」という。)を設計・建設、維持管理業務を遂行することを事業の内容とする。 研究センター施設の運営及び研究業務は、大学が行う。 また、事業期間は契約締結日から平成 30 年 3 月までの期間とする。 対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

- 1) 研究センター施設整備業務
- 2) 研究センター施設維持管理業務
- 3) その他の業務(解体撤去業務)

(3) 事業方式

選定事業者は文部科学省が所有権を有する土地にある既設施設を解体撤去し、研究センター施設を設計・建設した後に、大学に施設を引き渡し、事業期間中に係る 維持管理業務を実施するBTO(Build, Transfer and Operate)方式とする。 土地は、国所有の行政財産とし、建設期間中は選定事業者に無償で貸与する。

2. 熊本大学が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、大学が自ら実施する場合の国の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の国の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり 設定した。

なお、これらの前提条件は、大学が独自に設定したものであり、実際の入札参加 者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	熊本大学が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象 とする経費の 主な内訳	開業費 設計及び建設費 解体撤去費 維持管理費 修繕費 税収 (国税)を調整 等	開業費 設計及び建設費 解体撤去費 維持管理費 修繕費 租税公課 選定事業者からの税収(国税) を調整 等
共通条件		ヶ月 間9ヶ月 ū積 約 5,700 ㎡
設計及び建設に 関する費用	大学の類似施設及び公共施設 施設の実績並び近年の物価水 準等に基づき算定	設計及び建設の一括発注による 効率化がはかられ、また性能発 注によって選定事業者の創意工 夫が発揮されることによるコス ト縮減を想定
維持管理に関す る費用	事業内容に応じた業務範囲に おいて、大学の類似施設及び 公共施設の実績並びに関係事 業者の参考見積り等に基づき 算定	設計・建設・維持管理の一括発 注による効率化がはかられ、ま た性能発注によって選定事業者 の創意工夫が発揮されることに よるコスト縮減を想定
資金調達に 関する事項	一般財源	自己資金 市中銀行借入 調達金利 過去 10 年間平均

2) 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、大学が自ら実施した場合の国の財政負担額と PFI 方式に より実施する場合の国の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価 値換算額で比較した。

この結果、本事業を大学が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI 方式により実施 する場合は、事業期間中の国の財政負担額が約8%削減されるものと見込まれる。 また、この他に定量化は困難であるが、選定事業者に移転したリスクがあること を勘案すると、さらなる VFM の拡大が見込まれることになる。

(2) PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、国の財政の効率的使用 (VFM)の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 効率的な設計・建設・維持管理の実施

本事業は PFI 方式を用いることにより、設計・建設・維持管理までを一括して選 定事業者に任せるため、各業務毎に発注する場合と比較して効率化がはかられ、結 果かかる費用の最小化を視野に入れた整備が可能になる。また、併せて選定事業者 の創意工夫が発揮されるものとして期待できる。

2) 教育研究環境の向上

PFI 方式によるサービスの提供は、設計・建設から維持管理までの一貫した体制 を採用することで、施設の利用しやすさや機能性が高まり、教育研究環境が向上す るものと期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を 大学及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ 迅速な対応が可能となり、業務が円滑に遂行され、また安定した事業運営につなが るものと期待できる。

4) 財政支出の平準化

PFI 方式で実施する場合、国は選定事業者に対し、建設等の費用を建設時及び維持管理期間を通じて毎年一定額を支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、大学が自ら実施した場合と比較して、 定量的評価において約8%の国の財政負担額の削減率が見込まれる。また、定量化で きない定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法 第6条に基づく特定事業として選定する。